

議案第7号

令和5年度川崎市立特別支援学校高等部及び
聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について

令和5年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の 入学者の募集及び選抜要綱

令和5年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。川崎市立中央支援学校高等部分教室については、別に定める。

1 志願資格

前期選抜の志願資格を有する者は、次の（１）のアからオまでの全てに該当する者とし、後期選抜の志願資格を有する者は、次の（２）のアからウまでの全てに該当する者とする。

（１）前期選抜

ア 本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が市内に居住する者

イ 中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業若しくは修了した者（令和5年3月31日までに卒業又は修了する見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められた者

ウ 知的発達遅滞の程度が、次の①又は②のいずれかに該当する者

① 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度の者（他に障害を併せ有する場合には、その障害の程度が軽度である者に限る。）

② 知的発達遅滞の程度が①に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難な者（他に障害を併せ有する場合には、その障害の程度が軽度である者に限る。）

エ 志願しようとする特別支援学校の指定地域又は調整地域に居住している者（各特別支援学校の指定地域及び調整地域は、別表のとおりとする。）

オ 志願しようとする特別支援学校が実施する前期選抜に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談（志願相談）」を済ませた者

（２）後期選抜

ア （１）のアからウまでの全てに該当する者

イ 県内の特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の令和5年度前期選抜を受検した者のうち、入学が決まらなかった者

ウ 志願しようとする特別支援学校が実施する後期選抜に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談（志願相談）」を済ませた者

2 募集人数

前期選抜及び後期選抜の募集人数は、教育長が別に定める。なお、後期選抜の募集人数については、前期選抜終了後に定めるものとする。

3 志願日程

(1) 志願相談受付期間

区分	志願相談受付期間	受付時間
前期	令和4年 9月 5日 (月) から 令和4年 10月 17日 (月) まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで
後期	令和4年 12月 20日 (火) から 令和4年 12月 22日 (木) まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで

* 志願相談は、在籍校を通して申し込む。

(2) 志願相談期間

区分	志願相談期間	受付時間
前期	令和4年 9月 8日 (木) から 令和4年 10月 21日 (金) まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで
後期	令和4年 12月 21日 (水) から 令和5年 1月 6日 (金) まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで

* 療育手帳を取得している者は志願相談時に確認する。

(3) 願書配付期間

区分	願書配付期間	受付時間
前期	令和4年 11月 8日 (火) から 令和4年 11月 11日 (金) まで	午前9時から午後4時まで
後期	志願相談終了後に、その場で配付する。	

(4) 募集期間(願書受付期間)

区分	募集期間	受付時間
前期	令和4年 11月 18日 (金) から 令和4年 11月 22日 (火) まで	午前9時から午後4時まで
後期	令和5年 1月 11日 (水) 令和5年 1月 12日 (木)	午前9時から午後4時まで

* 前期選抜で合格者数が募集人数に満たない場合のみ、後期選抜の募集を実施する。

4 志願手続

志願者は、志願しようとする特別支援学校の校長（以下「校長」という。）に、次に掲げる書類を募集期間内に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 調査書
- (3) その他校長が指定する書類
- (4) 切手を貼った返信用封筒

*療育手帳を取得している者は出願時に提示する。

5 併願の禁止

他の川崎市立特別支援学校、県立特別支援学校及び県内の他の公立特別支援学校との併願は、認めない。

6 志願変更

志願者は、志願調整期間内に、募集人数より志願者が少ない学校に限り、志願変更をすることができる。

志願変更をする場合には、指定された書類を新しい志願先に提出する。また、願書提出時に簡易な教育相談を受ける。

志願調整期間及び受付時間は、次のとおりとする。

区分	志願調整期間	受付時間
前期	令和4年11月24日（木） 令和4年11月25日（金）	午前9時から午後4時まで
後期	令和5年1月13日（金） 令和5年1月16日（月） の学校休業日	午前9時から午後4時まで

7 選抜の日時及び場所

区分	選抜の日時	選抜の場所
前期	令和4年12月1日（木） 午前9時から午後4時まで	志願した川崎市立特別支援学校
後期	令和5年1月19日（木） 午前9時から午後4時まで	志願した川崎市立特別支援学校

前期選抜予備日 令和4年12月2日（金）から令和4年12月12日（月）までのうちから各学校の校長が指定する。

後期選抜予備日 令和5年1月26日（木）から令和5年1月31日（火）までのうちから各学校の校長が指定する。

8 抽選の実施

受検者数が募集人数を上回った場合には、抽選を実施する。

【特例規定】

別表の「指定地域」に居住する者のうち、療育手帳 A1、A2 及び療育手帳 B1 の取得者（療育手帳 B1 の取得者については、療育手帳 A1、A2 及び B1 の取得者の総数が募集人数に満たない場合に限る。）は、原則として抽選の対象とならないものとする。

9 選抜の内容

前期選抜は、以下の内容を実施する。

- (1) 学力検査
- (2) 体力・運動能力検査
- (3) 面接（本人及び保護者）
- (4) その他校長が指定する内容

*後期選抜の内容は、校長が指定する内容とする。

10 選抜結果の通知

選抜結果は、合格通知書により通知する。通知書の発送日は、次のとおりとする。

区分	通知書の発送日
前期	令和4年12月8日（木）～12月13日（火）
後期	令和5年1月26日（木）～1月31日（火）

11 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し、校長が合格通知書を交付して行う。

12 入学手続

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに、所定の手続きを行わなければならない。

13 その他

*この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

*中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を既に卒業又は修了した方で、川崎市立特別支援学校の受検を希望する方は、教育委員会事務局学校教育部支援教育課支援学校担当（044-200-3066）へ、令和4年8月10日までに、必ず事前相談をしてください。状況により希望に添えない場合があります。

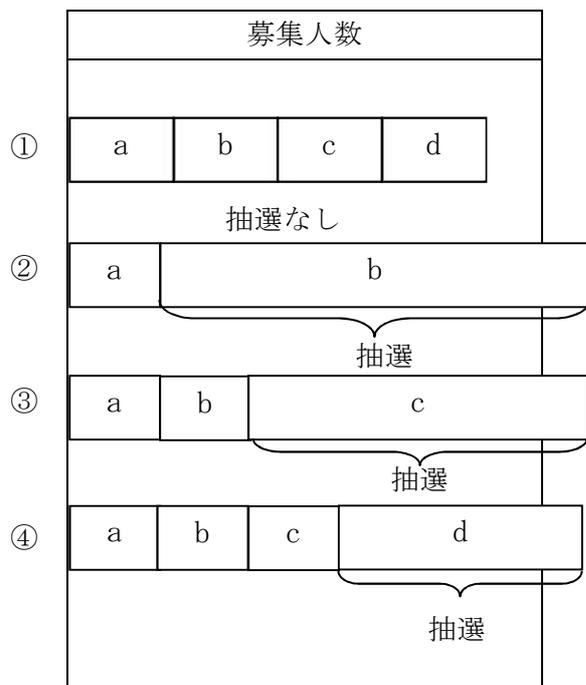
別表 川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）前期選抜の指定地域及び調整地域

学校	指定地域	調整地域
川崎市立田島支援学校	川崎区、幸区	中原区
川崎市立中央支援学校	中原区、高津区、宮前区、多摩区	麻生区

□抽選実施時の対応について

<前期選抜>

●前期選抜においては、次のように抽選を実施する。

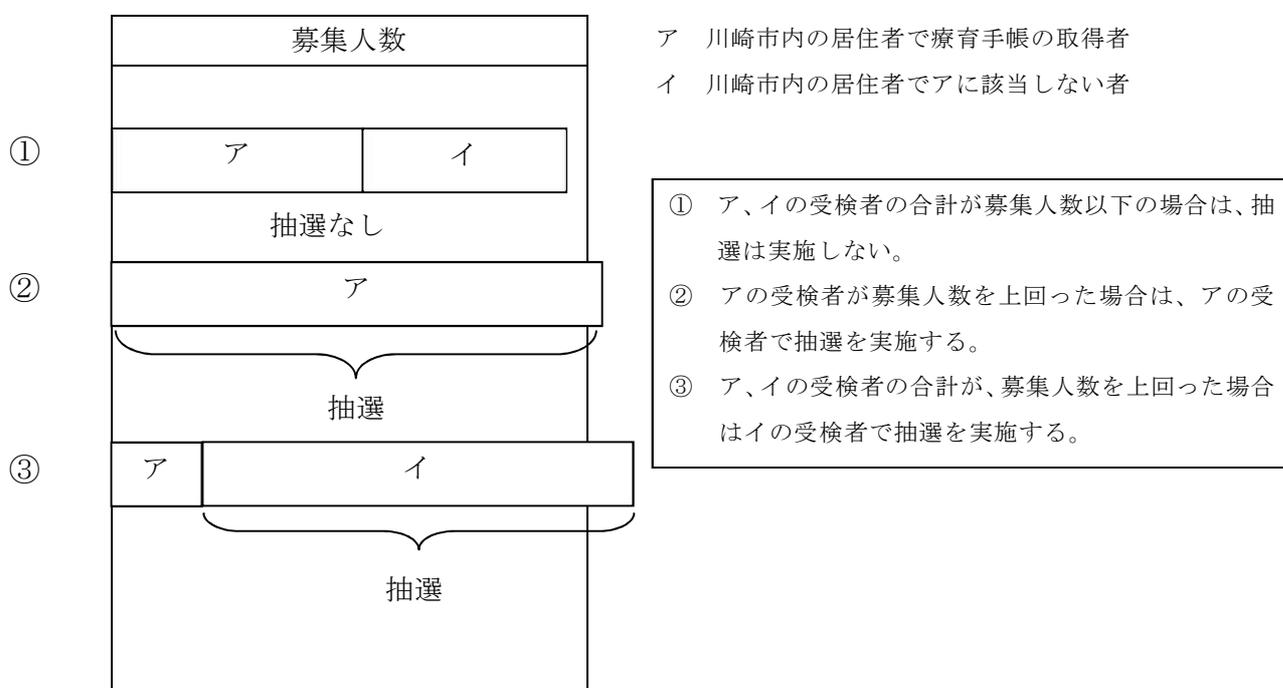


- a 指定地域内の居住者で療育手帳 A1・A2 取得者
- b 指定地域内の居住者で療育手帳 B1 の取得者
- c 指定地域内の居住者で療育手帳 B2 の取得者
- d 指定地域内の居住者で a、b、c に該当しない者及び調整地域の居住者

- ① a、b、c、d の受検者の合計が募集人数以下の場合には、抽選は実施しない。
- ② a、b の受検者の合計が募集人数を上回った場合は、b の受検者で抽選を実施する。
- ③ a、b の受検者の合計が募集人数以下でも、c の受検者を加えたときに募集人数を上回った場合は、c の受検者で抽選を実施する。
- ④ a、b、c の受検者の合計が募集人数以下でも、d の受検者を加えたときに募集人数を上回った場合は、d の受検者で抽選を実施する。

<後期選抜>

- ・前期選抜で募集人数に満たないときのみ、後期募集、後期選抜を実施する。
- ・実施校は前期選抜の合格発表日(最終日)「令和4年12月13日(火)」に公表する。
- ・募集人数については、実施校の公表に合わせて発表する。
- ・志願資格は、前期選抜を受検した者のうち、入学が決まらなかった者
- ・志願できる学校は、県立特別支援学校及び県内の公立特別支援学校を含め1校
- ・志願先の学校に入学願書を提出する。志願調整期間内に、募集人数より志願者が少ない学校に志願変更をすることができる。
- ・後期選抜に特例規定はない。
- ・後期選抜の志願者数が募集人数を上回った場合には、次のように抽選を実施する。



令和5年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の 入学者の募集及び選抜要綱

令和5年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 志願資格

前期選抜の志願資格を有する者は、次の（１）のアからカまでの全てに該当する者とし、後期選抜の志願資格を有する者は、次の（２）のアからウまでの全てに該当する者とする。

（１）前期選抜

- ア 本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が市内に居住する者
- イ 中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業若しくは修了した者（令和5年3月31日までに卒業又は修了する見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- ウ 軽度の知的障害等がある者（療育手帳B2を取得できる程度の者）
- エ 集団学習が可能（健康面・生活面で常時の配慮を必要としないこと）であり、将来、企業等への就労を希望する者
- オ 自力で通学ができる者
- カ 川崎市立中央支援学校が実施する前期選抜に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談（志願相談）」を済ませた者

（２）後期選抜

- ア （１）のアからオまでの全てに該当する者
- イ 県内の特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の令和5年度前期選抜を受検した者のうち、入学が決まらなかった者
- ウ 川崎市立中央支援学校が実施する後期選抜に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談（志願相談）」を済ませた者

2 募集地域及び募集人数

募集地域	川崎市全域
募集人数	教育長が別に定める

3 志願日程

(1) 志願相談受付期間

区分	志願相談受付期間	受付時間・場所
前期	令和4年9月5日(月)から 令和4年10月17日(月)まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで 川崎市立聾学校内 川崎市立中央支援学校分教室
後期	令和4年12月20日(火)から 令和4年12月22日(木)まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで 川崎市立聾学校内 川崎市立中央支援学校分教室

* 志願相談は、在籍校を通して申し込む。

(2) 志願相談期間

区分	志願相談期間	受付時間・場所
前期	令和4年9月8日(木)から 令和4年10月21日(金)まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで 川崎市立聾学校内 川崎市立中央支援学校分教室
後期	令和4年12月21日(水)から 令和5年1月6日(金)まで の学校休業日	午前9時から午後5時まで 川崎市立聾学校内 川崎市立中央支援学校分教室

(3) 願書配付期間

区分	願書配付期間	受付時間・場所
前期	令和4年11月8日(火)から 令和4年11月11日(金)まで	午前9時から午後4時まで 川崎市立聾学校内 川崎市立中央支援学校分教室
後期	志願相談終了後に、その場で配付する。	

(4) 募集期間(願書受付期間)

区分	募集期間	受付時間・場所
前期	令和4年11月18日(金)から 令和4年11月22日(火)まで	午前9時から午後4時まで 川崎市立中央支援学校本校
後期	令和5年1月13日(金) 令和5年1月16日(月)	午前9時から午後4時まで 川崎市立中央支援学校本校

* 前期選抜で合格者数が募集人数に満たない場合のみ、後期選抜の募集を実施する。

4 志願手続

志願者は、川崎市立中央支援学校の校長（以下「校長」という。）に、次に掲げる書類を募集期間内に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 調査書
- (3) 療育手帳（取得している者は志願時に提示する。）
- (4) その他校長が指定する書類
- (5) 切手を貼った返信用封筒

5 併願の禁止

他の川崎市立特別支援学校、県立特別支援学校及び県内の他の公立特別支援学校との併願は、認めない。

6 志願変更

志願者は、志願調整期間内に、募集人数より志願者が少ない学校に限り、志願変更をすることができる。

志願変更をする場合には、指定された書類を新しい志願先に提出する。また、願書提出時に簡易な教育相談を受ける。

志願調整期間及び受付時間等は、次のとおりとする。

区分	志願調整期間	受付時間・場所
前期	令和4年11月24日（木） 令和4年11月25日（金）	午前9時から午後4時まで 川崎市立中央支援学校本校
後期	令和5年1月13日（金） 令和5年1月16日（月）	午前9時から午後4時まで 川崎市立中央支援学校本校

7 選抜の日時及び場所

区分	選抜の日時	選抜の場所
前期	令和4年12月1日（木） 午前9時から午後4時まで 2グループに分けて実施	川崎市立聾学校内 川崎市立中央支援学校分教室
後期	令和5年1月19日（木） 午前9時から午後4時まで	川崎市立聾学校内 川崎市立中央支援学校分教室

前期選抜予備日 令和4年12月2日（金）から令和4年12月12日（月）までのうちから校長が指定する。

後期選抜予備日 令和5年1月20日（金）から令和5年1月30日（月）までのうちから校長が指定する。

8 選抜の内容（前期選抜及び後期選抜共通）

選抜は、以下の内容を実施する。

- (1) 学力検査
- (2) 運動能力検査
- (3) 作業能力検査
- (4) 日常生活能力検査
- (5) 面接（本人及び保護者）

9 選抜結果の通知

選抜結果は、合格通知書により通知する。通知書の発送日は、次のとおりとする。

区分	通知書の発送日
前期	令和4年 12月8日（木）～ 令和4年 12月13日（火）
後期	令和5年 1月26日（木）～ 令和5年 1月31日（火）

10 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し、校長が合格通知書を交付して行う。

11 入学手続

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに、所定の手続きを行わなければならない。

12 その他

*この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

*中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を既に卒業又は修了した方で、川崎市立特別支援学校の受検を希望する方は、教育委員会事務局学校教育課支援教育課支援学校担当（044-200-3066）へ、令和4年8月10日までに、必ず事前相談をしてください。状況により、希望に添えない場合があります。

令和5年度川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の 入学者の募集及び選抜要綱

令和5年度川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 志願資格

入学選抜の志願資格を有する者は、次の（１）から（４）までの全てに該当する者とする。

- （１）本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が市内（募集地域に限る。）に居住する者
- （２）中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業若しくは修了した者（令和5年3月31日までに卒業又は修了する見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- （３）肢体不自由の状態の程度が、次のア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても、歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者
 - イ 肢体不自由の状態がアに掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度の者
- （４）川崎市立田島支援学校が実施する「特別支援学校への志願資格を確認するための相談（志願相談）」を済ませた者

2 募集地域及び募集人数

募集地域	川崎区、 *幸区の一部
募集人数	教育長が別に定める

* JR横須賀線の線路を境に、多摩川側の地域とする。

3 志願日程

（１）志願相談受付期間

志願相談受付期間	受付時間
令和4年9月5日（月）から 令和4年10月17日（月）まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで

* 志願相談は、在籍校を通して申し込む。

(2) 志願相談期間

志願相談期間	受付時間
令和4年9月8日(木)から 令和4年10月21日(金)ま で の学校休業日	午前9時から午後4時まで

(3) 願書配付期間

願書配付期間	受付時間
令和4年11月8日(火)から 令和4年11月11日(金)まで	午前9時から午後4時まで

(4) 募集期間(願書受付期間)

募集期間	受付時間
令和4年11月18日(金)から 令和4年11月24日(水)まで	午前9時から午後4時まで

4 志願手続

志願者は、川崎市立田島支援学校の校長(以下「校長」という。)に、次に掲げる書類を募集期間中に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 調査書
- (3) その他校長が指定する書類
- (4) 切手を貼った返信用封筒

*療育手帳を取得している者は志願時に提示する。

5 併願の禁止

県立特別支援学校及び県内の他の公立特別支援学校との併願は認めない。

6 選抜の日時及び場所

選抜の日時	選抜の場所
令和4年12月1日(木) 午前9時から午後4時まで	川崎市立田島支援学校

*選抜予備日 令和4年12月2日(金)から令和4年12月12日(月)までのうちから校長が指定する。

7 選抜の内容

選抜は、以下の内容を実施する。

- (1) 学力検査
- (2) 体力検査、体幹・上肢・下肢の運動能力の検査
- (3) 面接（本人及び保護者）
- (4) その他校長が指定する内容

8 選抜結果の通知及び通知日

選抜結果は、合格通知書により通知する。通知書の発送日は、令和4年12月8日（木）～12月13日（火）とする。

9 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し、校長が合格通知書を交付して行う。

10 入学手続

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに、所定の手続きを行わなければならない。

11 その他

*この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

*中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を既に卒業又は修了した方で、川崎市立特別支援学校の受検を希望する方は、教育委員会事務局学校教育課支援教育課支援学校担当（044-200-3066）へ、令和4年8月末日までに、必ず事前相談をしてください。状況により、希望に添えない場合があります。

令和5年度川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の 入学者の募集及び選抜要綱

令和5年度川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 志願資格

入学選抜の志願資格を有する者は、次の（１）から（４）までの全てに該当する者とする。ただし、医療に専念する必要のある者については、この限りではない。

- （１）本人が市内（募集地域に限る。）に居住・入所・入院している者でかつ、保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ）が市内に居住している者
- （２）中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業若しくは修了した者（令和5年3月31日までに卒業又は修了する見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- （３）重度の知的障害者、重度の肢体不自由者又は慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続し、医療又は生活規制を必要とする程度の者で、通学することが困難であると認められ、在宅等での教育を受けることが可能な者
- （４）川崎市立田島支援学校が実施する前期選抜に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談（志願相談）」を済ませた者

*ここでいう「在宅等」には、日常的には在宅しているが、検査・体調不良等の理由により一時的に入院及び入所している者も含む。なお、訪問教育の実施にあたっては、当該医療機関・担当医等との綿密な連携と了解が必要である。

2 募集地域及び募集人数

募集地域	川崎区 *幸区の一部
募集人数	教育長が別に定める

* J R 横須賀線の線路を境に、多摩川側の地域とする。

3 志願日程

(1) 志願相談受付期間

志願相談受付期間	受付時間
令和4年9月5日(月)から 令和4年10月17日(月)まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで

* 志願相談は、在籍校を通して申し込む。

(2) 志願相談期間

志願相談期間	受付時間
令和4年9月8日(木)から 令和4年10月21日(金)まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで

(3) 願書配付期間

願書配布期間	受付時間
令和4年11月8日(火)から 令和4年11月11日(金)まで	午前9時から午後4時まで

(4) 募集期間(願書受付期間)

募集期間	受付時間
令和4年11月18日(金)から 令和4年11月22日(火)まで	午前9時から午後4時まで

4 志願手続

志願者は、川崎市立田島支援学校の校長(以下「校長」という。)に、次に掲げる書類を募集期間中に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 調査書
- (3) その他校長が指定する書類
- (4) 返信用封筒

5 併願の禁止

県立特別支援学校及び県内の他の公立特別支援学校との併願は、認めない。

6 志願変更

訪問教育部門へ志願手続きをした者は、他校への志願変更をすることができない。

7 選抜の日時及び場所

選抜の日時	選抜の場所
令和4年12月1日（木）の校長が指定する時間。ただし、体調等でやむを得ない事情が生じたときは、校長が別に指定する日時とする。	校長が指定する場所

8 選抜の内容

選抜の内容は、書類審査、面接（本人及び保護者）とする。

9 選抜結果の通知

選抜結果は、合格通知書により通知する。通知書の発送日は、令和4年12月8日（木）～12月13日（火）とする。

10 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し、校長が合格通知書を交付して行う。

11 入学手続

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに、所定の手続きを行わなければならない。

12 その他

*この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

*中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を既に卒業又は修了した方で、川崎市立特別支援学校の受検を希望する方は、教育委員会事務局学校教育部支援教育課支援学校担当（044-200-3066）へ、令和4年8月末日までに必ず事前相談をしてください。状況により、希望に添えない場合があります。

令和5年度川崎市立聾学校高等部の 入学者の募集及び選抜要綱

令和5年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 志願資格

入学選抜の志願資格を有する者は、次の(1)から(5)までの全てに該当する者とする。

- (1) 原則として本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が市内に居住する者
- (2) 中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業若しくは修了した者（令和5年3月31日までに卒業又は修了する見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (3) 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者
- (4) 川崎市立聾学校が実施する「特別支援学校への志願資格を確認するための相談（志願相談）」を済ませた者
- (5) 原則として、自力で登下校が可能な者

2 募集地域

原則として川崎市全域

3 募集人数

募集人数は、以下の表のとおりとする。

普通科	教育長が別に定める
ライフクリエイト科	教育長が別に定める

4 志願日程

(1) 志願相談受付期間

志願相談受付期間	受付時間
令和4年9月14日（水）から 令和4年11月18日（金）までの 学校休業日	午前9時から午後4時まで

(2) 志願相談期間

志願相談期間	受付時間
令和4年9月21日(水)から 令和4年11月25日(金)まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで

(3) 願書配付期間

願書配付期間	受付時間
令和4年12月1日(木)から 令和4年12月8日(木)まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで

(4) 募集期間(願書受付期間)

募集期間	受付時間
令和5年1月10日(火)から 令和5年1月12日(木)まで	午前9時から午後4時まで

5 志願手続

志願者は、川崎市立聾学校の校長(以下「校長」という。)に、次に掲げる書類を募集期間内に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(川崎市立聾学校所定のもの)
- (2) 面接用紙(川崎市立聾学校所定のもの)

6 併願の禁止

他の川崎市立特別支援学校、県立特別支援学校及び県内の他の公立特別支援学校との併願は、認めない。

7 選抜の日時及び場所

選抜の日時	選抜の場所
令和5年1月19日(木) 午前8時45分から午後1時まで	川崎市立聾学校

選抜予備日 大雪その他非常事態の発生、またはインフルエンザの罹患等
のやむを得ない事情が生じた場合は、1月20日(金)以降、学
校長が選抜日を定める。

8 選抜の内容

選抜は、以下の内容を実施する。

- (1) 学力検査
- (2) 面接（本人及び保護者）
- (3) その他校長が指定する内容

9 選抜結果の通知

令和5年1月30日（月）午前10時から午後4時まで、合否結果を事務室において手渡しにより通知する。

10 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し、校長が合格通知書を交付して行う。

11 入学手続

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに、所定の手続きを行わなければならない。

12 その他

*この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

*中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を既に卒業又は修了した方で、川崎市立特別支援学校の受検を希望する方は、教育委員会事務局学校教育課支援教育課支援学校担当（044-200-3066）へ、令和4年8月末日までに必ず、事前相談をしてください。状況により、希望に添えない場合があります。

令和5年度川崎市立聾学校幼稚部の 入学者の募集及び選抜要綱

令和5年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 志願資格

入学選抜の志願資格を有する者は、次の（１）から（４）までの全てに該当する者とする。

- （１）平成31年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた者
- （２）原則として本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が市内に居住する者
- （３）両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者
- （４）川崎市立聾学校が実施する「特別支援学校への志願資格を確認するための相談（志願相談）」を済ませた者

2 募集地域

原則として川崎市全域

3 募集人数

教育長が別に定める。

4 志願日程

（１）志願相談受付期間

志願相談受付期間	受付時間
令和4年9月1日（木）から 令和4年11月22日（火）まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで

（２）志願相談期間

志願相談期間	受付時間
令和4年9月1日（木）から 令和4年11月30日（水）まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで

(3) 願書配付期間

願書配付期間	受付時間
令和4年12月1日（木）から 令和5年1月19日（木）まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで

(4) 募集期間（願書受付期間）

募集期間	受付時間
令和4年12月1日（木）から 令和5年1月20日（金）まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで

5 志願手続

志願者は、川崎市立聾学校の校長（以下「校長」という。）に、次に掲げる書類を募集期間中に提出しなければならない。

- (1) 入学願書（川崎市立聾学校所定のもの）
- (2) その他校長が指定する書類

6 併願の禁止

県立特別支援学校及び県内の他の公立特別支援学校との併願は、認めない。

7 選抜の日時及び場所

選抜の日時	選抜の場所
令和5年2月2日（木） 午前10時から12時まで	川崎市立聾学校

8 選抜の内容

選抜は、以下の内容を実施する。

- (1) 健康診断
- (2) 総合観察
- (3) 面接（保護者）
- (4) その他校長が指定する内容

9 選抜結果の通知

令和5年2月9日（木）午後2時より、合否結果を事務室において手渡しにより通知する。

10 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し、校長が合格通知書を交付して行う。

11 入学手続

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに、所定の手続きを行わなければならない。

12 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

入学選抜日以降も希望があれば、随時選抜を実施し、入学者を決定することがある。